

だいさんしょう こくみん けんり およ ぎむ
第三章 国民の権利及び義務

だいじゅうじょう にほんこくみん ようけん ほうりつ さだ
第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

だいじゅういちじょう こくみん きほんてきじんけん きょうゆう さまた けんぽう こくみん ほしろう
第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する

きほんてきじんけん おか えいきゆう けんり げんざいおよ しょうらい こくみん あた
基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

だいじゅうにじょう けんぽう こくみん ほしろう じゅうおよ けんり こくみん ふだん どりよく ほじ
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持し

なければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを

りよう せきにん お
利用する責任を負う。

だいじゅうさんじょう こくみん こじん そんちょう せいめい じゅうおよ こうふくつきゆう たい こくみん
第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の

けんり こうきょう ふくし はん かぎ りっぽう た こくせい うえ さいだい そんちょう ひつよう
権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

だいじゅうよんじょう こくみん ほう もと びょうどう じんしゅ しんじょう せいべつ しゃかいてきみぶんまた もんち
第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地に

より、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

かぞく た きぞく せいど みと
華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

えいよ くんしょう た えいてん じゅよ とっけん ともな えいてん じゅよ げん ゆう また
栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又

しょうらい う もの いちだい かぎ こうりよく ゆう
は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

だいじゅうごじょう こうむいん せんてい およ ひめん こくみんこゆう けんり
第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

こうむいん ぜんたい ほうししゃ いちぶ ほうししゃ
すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

こうむいん せんきよ せいねんしゃ ふつうせんきよ ほしろう
公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

せんきよ どうひょう ひみつ おか せんきよにん せんたく かん こうてき
すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも

してき せきにん と
私的にも責任を問われない。

だいじゅうろくじょう なんびと さんがい きゅうさい こうむいん ひめん ほうりつ めいれいまた きそく せいいてい はいしまた かいせい
第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正

た じこう かん へいおん せいがん けんり ゆう なんびと せいがん さべつ
その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別

たいぐう う
待遇も受けない。

だいにじゅうしちじょう なんびと こうむいん ふほうこうい そんがい う ほうりつ さだ くにまた
第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又

こうきょうだんたい ばいしょう もと
は公共団体に、その賠償を求めることができる。

だいにじゅうはちじょう なんびと どれいてきこうそく う また はんざい よ しばつ ばあい のぞ
第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その

い はん くえき ふく
意に反する苦役に服させられない。

だいにじゅうきゅうじょう しそうおよ りょうしん じゆう おか
第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

だいにじゅうじょう しんきょう じゆう なんびと たい ほしょう しゅうきょうだんたい くに とっけん
第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を

う また せいじじょう けんりよく こうし
受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

なんびと しゅうきょうじょう こうい しゅくてん ぎしきまた ぎょうじ さんか きょうせい
何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

くにおよ きかん しゅうきょうきょうい く た しゅうきょうてきかつどう
国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

だいにじゅういちじょう しゅうかい けつしゃおよ げんろん しゅつぱん たいっさい ひょうげん じゆう ほしょう
第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

けんえつ つうしん ひみつ おか
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

だいにじゅうにじょう なんびと こうきょう ふくし はん かぎ きょじゅう いてんおよ しょくぎょうせんたく じゆう ゆう
第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

なんびと がいこく いじゅう また こくせき りだつ じゆう おか
何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

だいにじゅうさんじょう がくもん じゆう ほしょう
第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

だいにじゅうよんじょう こんいん りょうせい ごうい もとづ せいりつ ふうふ どうとう けんり ゆう きほん
第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本と

そうご きょうりよく いじ
して、相互の協力により、維持されなければならない。

はいぐうしゃ せんたく ざいさんけん そうぞく じゅうきょ せんてい りこんなら こんいんおよ かぞく かん た じこう
配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項

かん ほうりつ こじん そんげん りょうせい ほんしつてきびょうどう りっきやく せいいてい
に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

だいにじゅうごじょう こくみん けんこう ぶんかてき さいいていげんど せいかつ いとな けんり ゆう
第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

くに せいかつぶめん しゃかいふくし しゃかいほしょうおよ こうしゅうえいせい こうじょうおよ ぞうしん つと
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努

めなければならない。

だいにじゅうろくじょう こくみん ほうりつ さだ のうりよく おう きょういく う
第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける

けんり ゆう
権利を有する。

こくみん ほりつ さだ ほご しじょ ふつぎょういく う ぎむ お
すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。

ぎむきょういく むしよ
義務教育は、これを無償とする。

だいにじゅうしちじょう こくみん きんろう けんり ゆう ぎむ お
第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

ちんぎん しゅうぎょうじかん きゅうそく た きんろうじょうけん かん きじゆん ほりつ さだ
賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

じどう こくし
児童は、これを酷使してはならない。

だいにじゅうはちじょう きんろうしゃ だんけつ けんりおよ だんたいこうしょう た だんたいこうどう けんり ほしよ
第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

だいにじゅうきゅうじょう ざいさんけん おか
第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

ざいさんけん ないよう こうきょう ふくし てきごう ほりつ さだ
財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

しゅうざいさん せいとう ほしよ もと こうきょう もち
私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

だいさんじゅうじょう こくみん ほりつ さだ のうぜい ぎむ お
第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

だいさんじゅういちじょう なんびと ほりつ さだ てつづき せいめいも じゆう うば また
第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

だいさんじゅうにじょう なんびと さいばんしよ さいばん う けんり うば
第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

だいさんじゅうさんじょう なんびと げんこうはん たいほ ばあい のぞ けんげん ゆう しほうかんけん はっ
第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

だいさんじゅうよんじょう なんびと りゆう ただ つ か ただ べんごにん いらい けんり あた
第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その

よりゆうまた こうきん また なんびと せいとう りゆう こうきん ようきゆう
理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

だいさんじゅうごじょう なんびと じゅうきよ しよるいおよ しよじひん しんにゆう そうさくおよ おうしゆう う
第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

そうさくまた おうしゆう けんげん ゆう しほうかんけん はっ かくべつ れいじょう おこな
搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行う。

だいさんじゅうろくじょう こうむいん ごもんおよ ざんぎやく けいばつ ぜったい きん
第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

だいさんじゅうしちじょう けいじけん ひこくにん こうへい さいばんしよ じんそく こうかいさいばん う
第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける

けんり ゆう
権利を有する。

けいじひこくにん しょうにん たい しんもん きかい じゅうぶん あた また こうひ じこ
刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために

きょうせいてきてつづき しょうにん もと けんり ゆう
強制的な手続により証人を求める権利を有する。

けいじひこくにん ばあい しかく ゆう べんごにん いらい ひこくにん みずか
刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを

いらい くに ふ
依頼することができないときは、国でこれを附する。

だいさんじゅうはちじょう なんびと じこ ふりえき きょうじゆつ きょうよう
第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

きょうせい ごうもんも きょうはく じはくまた ふとう なが よくりゆうも こうきん のち じはく
強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを

しょうこ
証拠とすることができない。

なんびと じこ ふりえき ゆいいつ しょうこ ほんにん じはく ばあい ゆうざい また けいばつ か
何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せ

られない。

だいさんじゅうきゅうじょう なんびと じっこう とき てきほう こういまた すで むざい こうい けいじ
第三十九条 何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事

じょう せきにん と また どういつ はんざい かさ けいじじょう せきにん と
上の責任を問われない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問われない。

だいやんじゅうじょう なんびと よくりゆうまた こうきん のち むざい さいばん う ほうりつ さだ
第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところによ

くに ほしょう もと
り、国にその補償を求めることができる。

だい じゅう しょう さいこう ほうき 第十章 最高法規

だいきゅうじゅうしちじょう けんぼう にほんこくみん ほしょう きほんてきじんけん じんるい たねん じゅうかくとく
第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の

どりよく せいかに けんり か こいくた しれん た げんざいおよ しょうらい こくみん たい おか
努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すこと

えいきゆう けんり しんたく
のできない永久の権利として信託されたものである。

だいきゅうじゅうはちじょう けんぼう くに さいこうほうき じょうき はん ほうりつ めいれい しょうちよくおよ
第九十八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び

こくむ かん た こうい ぜんぶまた いちぶ こうりよく ゆう
国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

にほんこく ていけつ じょうやくおよ かくりつ こくさいほうき せいじつ じゅんしゅ ひつよう
日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

だいきゅうじゅうきゅうじょう てんのうまた せつしょうおよ こくむだいじん こっかいぎいん さいばんかん た こうむいん けんぼう
第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法

そんちよう ようご ぎむ お
を尊重し擁護する義務を負う。